

# モバイル市場における MNOとMVNOとの事業者間協議について

令和3年12月24日  
神奈川大学経営学部  
関口博正

# 目次

1	モバイル市場における競争状況	.....	2
2	モバイル市場における事業者間協議	.....	6
3	5G(SA)時代における新たな機能開放	.....	10
4	卸役務の適正化	.....	15

# 1 モバイル市場における競争状況

## MNO (シェア86.8%)

移動系通信 (携帯電話、PHS及びBWA) の契約数: 1億9,680万

## MVNO (シェア 13.2%)

### NTTドコモ

- ・シェア: 36.9%
- ・売上高: 4兆7,252億円
- ・営業利益: 9,132億円 (営業利益率: 19.3%)



### KDDI グループ

- ・シェア: 27.0%
- ・売上高: 5兆3,126億円
- ・営業利益: 1兆 374億円 (営業利益率: 19.5%)



### ソフトバンク グループ

- ・シェア: 21.0%
- ・売上高: 5兆2,055億円
- ・営業利益: 9,708億円 (営業利益率: 18.6%)



### 楽天モバイル (2020年4月から本格サービス開始)

- ・シェア: 1.9%
- ・売上高: 1,351億円
- ・営業利益: ▲2,079億円 (営業利益率: ▲53.9%)



インターネットイニシアティブ



NTTコミュニケーションズ



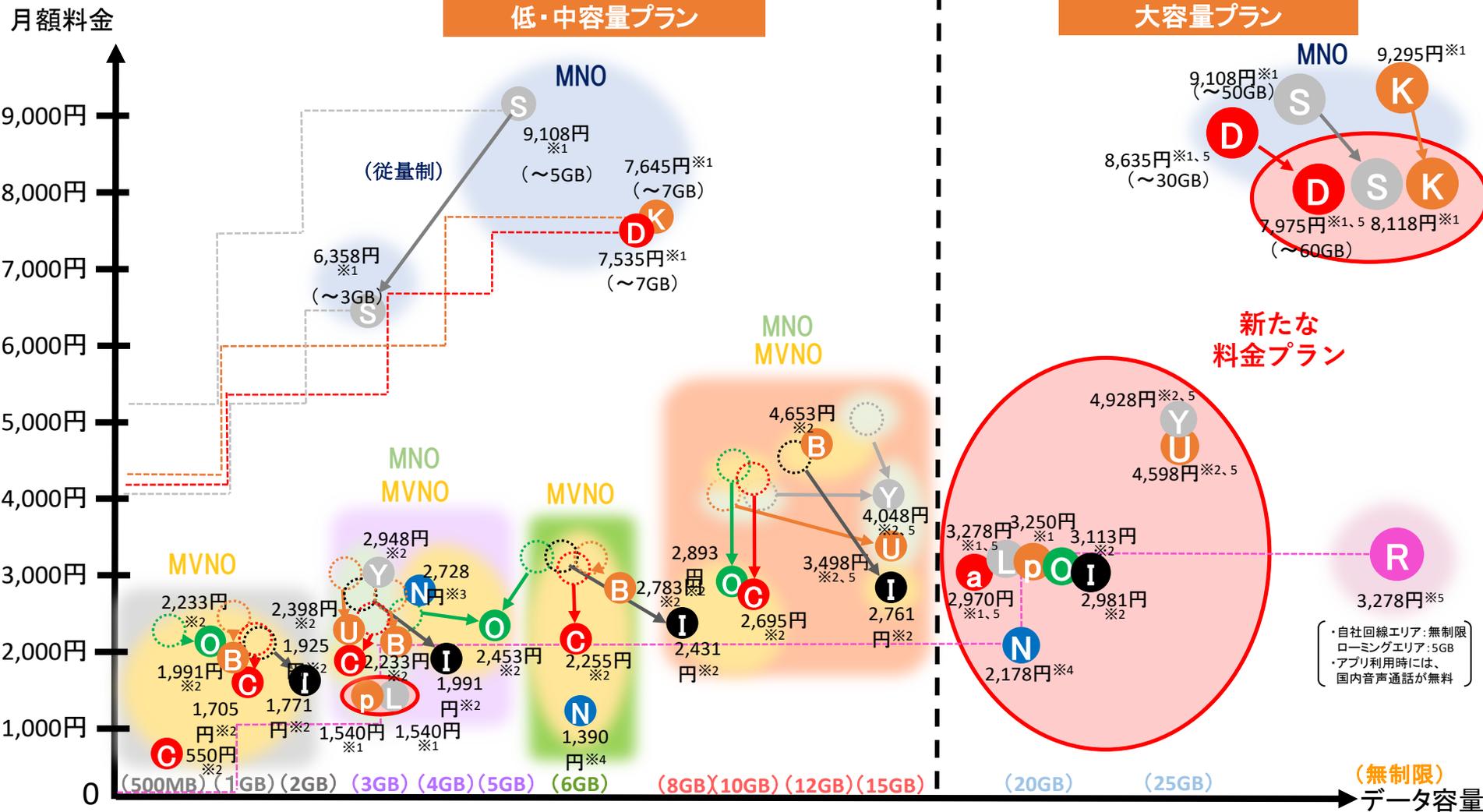
オプテージ



ソニーネットワーク  
コミュニケーションズ



※ 事業者数、契約数、シェアは2021年6月末時点。  
 ※ 営業利益、売上高、営業利益率は、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクは2020年度、楽天は2020年。



- D** : NTTドコモ
- a** : ahamo
- C** : NTTコミュニケーションズ (ドコモ系列のMVNO)
- K** : au
- p** : povo
- U** : UQmobile
- B** : ビッグローブ (KDDI系列のMVNO)
- S** : SoftBank
- L** : LINEMO
- Y** : Y!mobile
- R** : 楽天モバイル
- I** : IIJ
- O** : オプテージ
- N** : 日本通信

注: 音声あり・期間拘束なしプランで比較。価格は全て税込。 ※1: 1回5分以内の国内通話無料。 ※2: 1回10分以内の国内通話無料。 ※3: 国内通話かけ放題。 ※4: 国内通話月70分無料。 ※5: 月間データ利用量が契約容量を超過した場合の通信速度は、送受信時最大1Mbps。

- MVNO各社も、MNO各社に対抗する形で、月々のデータ通信料金や音声通話料金(従量制料金含む)を引き下げる形でのプランを打ち出すほか、自社の強みを活かしたサービスを展開する動きが出てきている。

## 【報告書2021取りまとめ時期以降の主な動き(料金はすべて税込)】

### IIJmio

- ・9月以降、国内通話料金を順次値下げ※1。  
通常料金 : 22円/30秒→11円/30秒  
「ファミリー通話割引」適用時 : 17.6円/30秒→8.8円/30秒

### イオンモバイル

- ・9月以降、国内通話料金を順次値下げ※2。  
標準の通話アプリで発信した場合の音声通話料: 22円/30秒→11円/30秒
- ・10月1日から、既存の利用者も自動適用の対象とし、音声通話が可能な既存プランの月額基本料金を一律220円値下げ。
- ・10月以降、自社の直営店舗にて、キャリアが販売するスマートフォンと自社回線のセット販売を開始。

### y.u mobile

- ・10月1日から、10GB/月※3+グループ会社のコンテンツサービス(U-NEXT:月額2,189円)が視聴可能となる新プラン「シングル U-NEXTプラン」を月額2,970円で提供開始。
- ・また、同日から、音声通話が可能な既存プラン等の料金を値下げ(U-NEXTなしのプランで月額569円の値下げ等)。

### NURO Mobile

- ・11月1日から、20GB/月の「NEOプラン※4」を月額2,699円で提供開始。

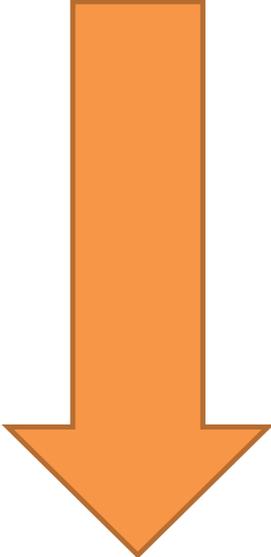
※1 値下げの適用は、タイプA(au回線)は9月1日から、タイプD(ドコモ回線)は9月11日から。

※2 イオンでんわで発信した場合は9月以前から11円/30秒。値下げの適用は、タイプ1(au回線)は9月1日から、タイプ1(ドコモ回線)は9月10日から。なお、ドコモ回線につき、104(番号案内:利用料200円別途)、117(時報)、177(天気予報)、171(災害用伝言ダイヤル)、およびその他のクイックナンバー(＃ではじまる4桁番号)、「1416」などの留守番電話ダイヤル、転送電話サービスの通話料は、22円/30秒となる。

※3 毎月付与されるU-NEXTポイントを使って追加チャージした場合最大20GBとなる。 ※4 専用アプリや番号付与は不要で自動的に国内通話料は11円/30秒となる。

## 2 モバイル市場における事業者間協議

- MVNOがMNOからネットワークの提供を受ける形態は、主に「**接続**」と「**卸役務**」。



## ○基本的なルール

### ・不当な差別的取扱いの禁止

(利用の公平)

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

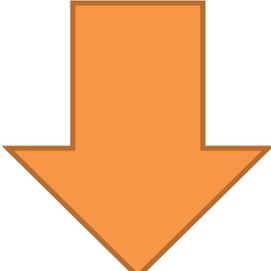
### ・接続応諾義務

(電気通信回線設備との接続)

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき

- 具体的な提供料金・提供条件は、原則、事業者間協議によって定められる。



## ○第二種指定電気通信設備制度

- 相対的に多数のシェアを占めるMNOは、「交渉上の優位性」を有するため、事業者間協議の長期化等が懸念。
- 総務省令で定める機能に係る適正原価・適正利潤を超えない範囲での接続料設定等の規律を課すことにより、接続の迅速化等を確保。

- 「接続」の場合、一定のルール化が図られ、事業者間協議が円滑化。ただし、新しいサービス提供を実現する機能については、改めて規律の適用について検討していくこととなる。
- 「卸役務」の場合、原則非規制。

# (参考) 第二種指定電気通信設備制度

- 相対的に多数のシェアを占める電気通信事業者が有する「交渉上の優位性」に着目し、接続料及び接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を確保する観点から、非対称規制として設けられた制度。
- 10%超の端末シェアを占める事業者に対し、適正原価＋適正利潤を超えない額での接続料算定、接続料等についての接続約款の届出等の義務が課せられる。
- 公正競争確保に向けては、接続料の適正性の向上が重要。これまで、算定・検証の仕組みが順次整備。

## 第一種指定電気通信設備制度(固定系)

規制根拠	設備の不可欠性(ボトルネック性)
指定要件	都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること  NTT東日本・西日本を指定(1998年)
接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制</li> <li>■ 接続会計の整理・公表義務</li> </ul> (※) その他、網機能提供計画の届出・公表義務

## 第二種指定電気通信設備制度(移動系)

規制根拠	電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力
指定要件	業務区域ごとに 10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有すること  NTTドコモ(2002年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、 沖縄セルラー(2002年)、WCP(2019年)、UQ(2019年)を指定
接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制</li> <li>■ 接続会計の整理・公表義務</li> </ul>

### 算定・検証の仕組み

算定

適正原価＋適正利潤を超えない額  
(電気通信事業法第34条3項2号)

接続料の算定方法  
(第二種指定電気通信設備接続料規則(2016年5月))

接  
続  
料

検証

算定根拠の総務大臣への提出  
(電気通信事業法施行規則(2016年5月))

接続会計の整理・公表義務  
(第二種指定電気通信設備接続会計規則(2011年3月))

- 2000年 電気通信審議会答申「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について」(12月)
- 第二種指定電気通信設備制度の創設 → 「電気通信事業法」改正(2001年6月)
    - ・接続料等についての接続約款の届出・公表義務導入
    - ・接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」を超えてはならないと規定
  - NTTドコモ(2002年)、沖縄セルラー(同年)、KDDI(2005年)、ソフトバンク(2012年)、WCP(2019年)、UQ(同年)を指定
- 2007年 日本通信からの裁定申請に係る総務大臣裁定(11月)
- データ接続料(帯域幅単位)の届出開始
- 2009年 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(10月)
- 接続料算定方法の整備 → 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」策定(2010年3月)
    - ・原価、利潤、需要による接続料の算定方法をガイドラインとして整備
    - ・原価から営業費を除外
  - 接続会計の導入 → 「電気通信事業法」改正(2010年12月)、  
「第二種指定電気通信設備接続会計規則」制定(2011年3月)
    - ・接続料算定の基礎となる接続会計の整理・公表義務導入
- 2011年 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(12月)
- 第二種指定電気通信設備の指定基準値の引き下げ(25%→10%) → 「電気通信事業法施行規則」改正(2012年6月)
- 2014年 情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(12月)
- ガイドラインで規定していた接続料算定方法等の法制化 → 「電気通信事業法」改正(2015年5月)、  
「第二種指定電気通信設備接続料規則」制定(2016年3月)
    - (アンバンドル機能、機能ごとの接続料算定方法)
- 2016年 「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」取りまとめ(11月)
- 利潤における資本調達コストの算定方法の厳密化 → 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年2月)
- 2017年 「電気通信市場検証会議」平成28年度年次レポート(8月)
- データ伝送機能における接続料算定区分の設定(回線管理機能等) → 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2017年9月)
- 2019年 「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書(4月)及び「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書(9月)
- 全国BWA事業者指定に係る制度改正 → 「電気通信事業法施行規則」等改正(2019年12月)
  - データ伝送交換機能における将来原価方式導入 → 「第二種指定電気通信設備接続料規則」等改正(2020年1月)
- 

### **3 5G(SA方式)時代における ネットワーク機能開放**

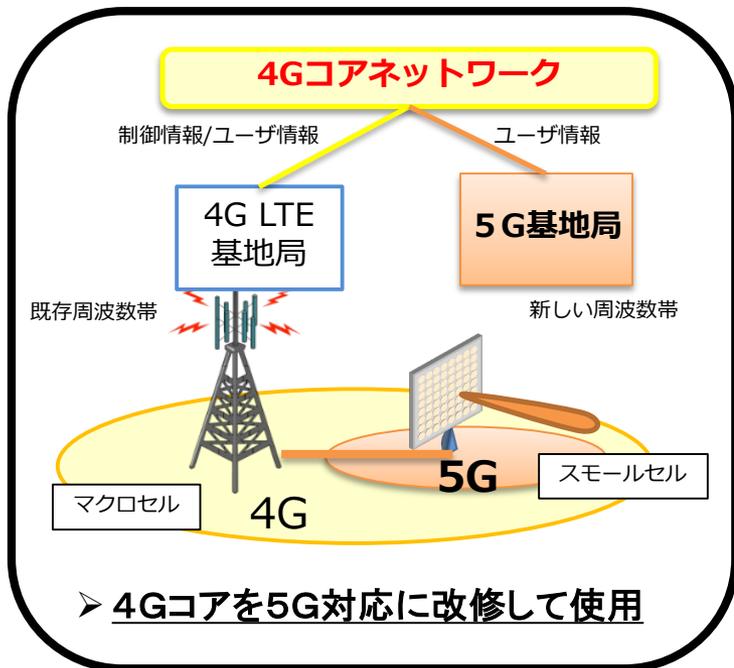
■ 4Gから5Gへの移行は、新しい機能(超高速、超低遅延、多端末接続)が付加されることで、NSA(ノンスタンドアローン)、SA(スタンドアローン)の2つの段階を経て実施される。

■ NSAでは、主に超高速機能が実現する一方、SA時代には、「超高速」「多端末接続」「超低遅延」のすべての機能が実現する。また、ネットワークの仮想化やスライシング、モバイルエッジコンピューティング(MEC)の導入も進展。

➡ 来たるべきSA方式時代のネットワーク機能開放の検討が急務

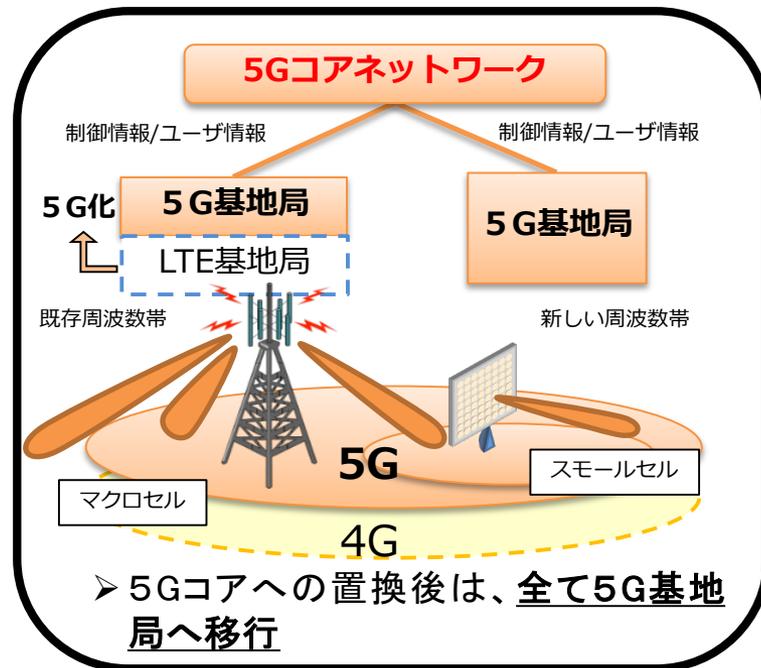
2020～【5G導入当初】

①NSA (Non Stand Alone)



202X～【5G普及期】

②SA (Stand Alone)



- 5G(SA方式)の特徴を生かしたMVNOによるサービス提供を可能とするための機能開放の形態として、①APIの利用による機能開放(=ライトVMNO)、②コアネットワーク構築による機能開放(=フルVMNO)が議論されてきた。
- 「接続料の算定等に関する研究会」では、5G(SA方式)時代におけるネットワーク提供に関し、5G(SA方式)による新たなサービスをMVNOが提供可能とするための機能開放の在り方、事業者間協議の在り方等について、検討を実施。
- 検討に当たっては、まず、MNO3社とMVNO委員会との間で協議を実施。結果、今後の個社間協議に資するべく、現時点で考えられる機能開放形態及びその提供時期は、下表のとおり。

	機能開放形態	提供時期
①	<u>L3接続相当(サービス卸)</u>	<u>MNOサービスと同時期(FY2021/2022～)</u>
②	<u>ライトVMNO(スライス卸/API開放)</u>	<u>FY2022以降</u> (APIをモニタリング関連の機能のみに限定し、全てのMVNOが1つのスライスを共用する限定的パターンにおいて。なお、他の提供形態については、提供時期はFY2022以降となるが見通せず。)
③	L2接続相当	③-1(PCC接続方式):現時点で見通せず ③-2(ローミング接続方式):FY2023以降
④	フルVMNO(RAN(基地局)シェアリング)	現時点で見通せず

上記のいずれの機能開放形態においても、「既存LTEとの連携」、「音声通話の実現方法」、「MECの活用、連携」については、定まっていないことをMNOとMVNOの双方で確認。

# 5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放(協議の在り方)

「接続料の算定等に関する研究会」第5次報告書(令和3年9月)では、今後の個社間協議の在り方として、主に次の旨を指摘。

- ① 今後個社間の協議においては、MVNOにおいて実現したいサービスの明確化を行い、双方において相互理解を深めるよう努めるとともに、MNOにおいて料金等の提供条件に関して必要な情報提供を適切に行っていくことで、MNOとMVNOが同時期にサービス提供を開始できるようにすることが適当。

(協議が適切に行われているか、総務省において引き続き注視し、必要に応じて対応を検討する必要がある)

- ② 既存LTEとの連携、音声通話の実現方法、MECの活用・連携、MVNOによるスライスの活用は、MVNOの事業展開上必要であり、同時にMNOとMVNOの競争の同等性を保つためにも必要と考えられることから、精力的に協議を行っていくことが適当。

(協議が適切に行われているか、総務省において引き続き注視し、必要に応じて対応を検討する必要がある)

- ③ 現時点でスケジュールが見通せない機能開放形態についても、MVNOのサービスの自由度を確保し、独自のサービスを提供すること等によるMNOとのサービス競争の促進のため、実現に向けた協議を促すとともに、先に実現した開放形態の「ロックイン効果」が働くことにより他の開放形態が実現しづらくなることのないよう、MVNOの要望を踏まえた上で、標準化動向等を踏まえつつ、検討していくことが適当。

(協議の結果等を踏まえ、必要に応じて、改めて規制の在り方について、所要の検討を行うことも考えられる)

「接続料研究会」第五次報告書において、5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能の開放について、事業者間協議の在り方が示された。



- 5Gの恩恵を利用者が十分に享受するためには、5Gの特徴を活かした便利で多様な新しいサービスが、利用しやすい料金で提供される必要がある。
- MNOが適切な料金で提供することはもちろんのこと、「競争の軸」であるMVNOにおいても5Gの特徴を活かしたサービスを提供できるようにするため、MNOはMVNOに対して適切な料金での機能開放を行うことが重要。
- また、そうした機能開放は、極力MNOのサービス提供時期とMVNOのサービス提供時期ができる限り同時期になるような時期早期に実現されることが重要。
- 今後、どのようなネットワーク機能が、どのような形態により、どのような提供料金で、いつ頃提供されるのか、早期に見通しが示されるよう、事業者間協議の本格化・加速化が期待。

## 4 卸役務の適正化

# (1) モバイル音声卸の適正化

- 本研究会での議論を踏まえ、**令和2年9月25日に総務省が公表した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」**に基づき、NTT東日本・西日本の「**光サービス卸**」、NTTドコモ、KDDI及びソフトバンクの「**モバイル音声卸**」について、**検証を実施**。
- 光サービス卸については、「その他の検証」及び「時系列検証」を行い、令和3年2月に本研究会にも検証結果を報告。本年も11月末までに総務省に検証結果が報告される予定。
- **モバイル音声卸**については、「接続との代替性なし」として「重点的な検証」の対象となっていたところ、**MN03社から、中継電話について、プレフィックス自動付与に係る接続機能の実装の報告があったことから、再度代替性の検証(ステップ1)を実施**。令和3年12月までの接続機能の存在や交渉状況等を踏まえ、改めて卸契約交渉の適正化への寄与について判断する予定。

## ガイドラインに基づく検証スキームの概要

**検証対象の選定**  
卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。



**検証ステップ① 代替性の有無の検証**  
指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能(代替可能)かの検証

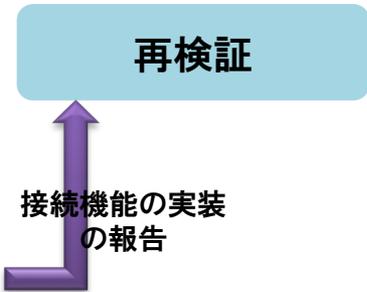


**検証ステップ②-1 重点的な検証**  
目的: 料金水準の適正性確保  
手法: 適正原価+適正利潤 ≥ 卸料金 となっているかを検証  
☞ 「第四次報告書」では、「モバイル音声卸」を「なし」と評価。

総務省による  
妥当性評価 **あり**  
「不当」評価の場合、  
是正を図るための措置へ

**検証ステップ②-2 その他の検証**  
目的: 適正な交渉を促進するための透明性確保  
手法: 卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証  
☞ 「第四次報告書」では、「光サービス卸」を「不十分」と評価。

総務省による  
妥当性評価 **なし**



令和3年10月15日「接続料の算定等に関する研究会」第48回会合資料より

※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

### ●「競争ルールの検証に関する報告書2021」(令和3年10月)(抜粋)

今後5Gの本格的な展開が進み、これまでとは異なる様々なサービスの提供が期待される中で、音声通話料金のケースと同様にMVNOとの間の競争が阻害されるような事態は未然に防止する必要がある。

こうした事態を防ぐための有効なルールの具体的な在り方について、代替性検証の取組に加え、MVNOから指摘のあった情報の非対称性に関する問題をはじめとして、MNOとMVNOの間の協議が有効に機能してきたのか、MNO各社が卸役務を積極的に提供するインセンティブはどう与えるべきか等、これまで卸料金の引下げが進まなかった要因分析を含めて、別途専門的に検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要である。

### ●「接続料の算定等に関する研究会第5次報告書」(令和3年9月)(抜粋)

これまでの卸役務に係る制度の下では、モバイル音声卸については卸料金の見直しが長期間に渡り行われていなかったこと等、卸役務に係る料金その他の提供条件の適正化が十分に進まなかったことを踏まえ、本ガイドラインに基づく検証作業を当面継続しつつ、前提となる環境整備として、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当である。

具体的には、卸元事業者と卸先事業者の間で情報の非対称性がある中、卸先事業者の予見可能性を確保し、より踏み込んだ卸交渉を可能とすることで卸協議が実質的に有効に機能する環境を整えるため、光サービス卸やモバイル音声卸など公正競争上の影響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなど、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正も含めたルール整備の検討を行うことが適当である。

## (2) 卸協議の適正性の確保に係る制度整備(論点)

- 指定設備卸役務については、第5次報告書において、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当としたところ、その前提となる卸協議の実態について把握する必要がある。
  - ① 卸協議における協議開始から契約締結までの標準的なプロセスの流れはどうなっているか。各プロセスにおいてどのような情報の提示や手続があり、それぞれどの程度時間を要するのか。
  - ② ①について、卸元事業者から提案する場合と、卸先事業者から提案が行われる場合でプロセスやその要する時間等が異なることがあるか。異なる場合、具体的にどのような違いがあるか。
  - ③ 卸先事業者からの提案について、これまでどの程度成立してきたか。不成立の場合は、どのような観点で不成立となったのか。
  - ④ 上記を踏まえ、**事業者間協議が有効に機能するためにどういった課題があると考えられるか。**
- 第5次報告書では、制度整備の具体策として、公正競争上の影響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなど、電気通信事業法の改正も含めたルール整備の検討を行うことが適当としたところ、そうした情報開示を義務付ける場合に、
  - ① 第5次報告書では、光サービス卸及びモバイル音声卸を例に挙げていたが、公正競争上の影響が大きい卸役務の範囲をどう設定するべきか。
  - ② **どのような情報を開示すべきか**(例えば、接続料相当額、回収が見込まれている費用項目、標準プラン等の情報)。
  - ③ 情報の開示は、a) 誰に対し、b) いつ、行われるべきか(例えば、a) 卸先事業者に対し、b) 卸先事業者の求めがあれば応ずることを基本とするなど)。
- 卸協議の活性化のために、例えば、接続の場合には、電気通信事業法上、接続応諾義務(第32条)、指定設備に係る接続約款作成・認可(又は届出)義務(第33条、第34条)、協議不調による協議開始・再開命令(第35条)、【第一種指定設備のみ】指定設備に係る網機能提供計画の届出・公表(第36条)等の義務やルールが設けられているが、公正競争上の影響が大きい卸役務について、有効な事業者間協議を実現させるために、**情報開示に加えて、必要となる義務やルールが考えられるか。**

- 卸電気通信役務は、電気通信事業者の創意工夫により高度かつ多様な電気通信サービスの提供を可能とするため、相対契約を基本としている。その中で、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いた卸電気通信役務(以下「指定卸役務」という。)については、例えば光サービス卸やモバイル音声卸役務など、広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの電気通信事業者に用いられており、事業者間の競争関係や市場に与える影響が大きくなってきているにもかかわらず、長期にわたり指定卸役務の料金が高止まりしていると指摘されていた。
- このため、総務省において、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月)を整備し、検証作業が実施されてきている。それらの検証の後、光サービス卸やモバイル音声卸役務の料金の低廉化が一定程度進んだところであるが、卸役務の柔軟性を確保するため相対契約を基本とするという現行の制度趣旨を踏まえれば、本来は、有識者会合や総務省によるチェックや議論を待つことなく、事業者間協議における価格交渉等により、指定卸役務の料金の低廉化等が実現されるような環境が整備されることが望ましい。
- そうした環境の整備に向けた検討を実施するため、卸元事業者及び卸先事業者に対して卸協議の実態等についてヒアリングを実施したところ、指定卸役務の協議を巡って、**卸元事業者は基本的に問題が生じていないとする一方で、卸先事業者からは、NDA締結前の段階で不成立となるケースが多い、要望・提案の受領連絡のみで終わるケースがある、卸先事業者の提案が具体性を欠くため協議が不成立になる、といった問題提起**がなされた。
- これまで、有識者会合や総務省による指摘を受ける以前の段階で、事業者間の協議等のみで指定卸役務の卸料金は引き下げられてこなかったこと(かかる状況を受け、一部のMNOとMVNOの間では大臣裁定にまで至ったこと)や、上記のような**協議を巡る双方の認識の相違を見ると、現在の指定卸役務の場合は、形式的には「相対契約」となっているが、双方が十分に納得した形で協議が行われているとは認められず、指定設備の設置事業者の意向が強く反映される状況にあり、指定設備の設置事業者に交渉上の高い優位性を認めざるを得ない**。このような現状を踏まえれば、**現行制度の下で引き続き相対協議に委ねたとしても、再度、指定卸料金の高止まり等が生じる懸念が払拭できない**。

○ 通信市場における競争がより有効に機能するためには、指定設備の設置事業者のみならず、その設備を利用した多様な事業者が創意工夫を発揮することで、市場全体としての競争が促進され、料金の低廉化やサービスの多様化が期待されるものである。このため、指定卸役務の提供についても、引き続き相対協議を基本としつつも、現行の卸協議を巡る交渉環境を改め、指定設備の設置事業者の交渉上の優位性や両者の間の情報の非対称性を是正し、より協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図ることが必要である<sup>(※)</sup>。

※特に、モバイル音声卸に関しては、「競争ルールの検証に関する報告書2021」において、指定設備設置事業者各社が、自らが提供する実質的な小売料金を上回る卸料金の設定を行っていたおそれが高く、業務改善命令の対象となるおそれのある行為として速やかに是正が図られるべきだったと考えられる旨指摘しつつ、継続して卸料金の見直し(低廉化)等が進むような制度的な枠組みを構築することが必須の条件だとされている。

○ 具体的には、**指定卸役務については、**

- ・ 指定設備設置事業者が誠実に交渉の席に着き、協議に応じることを担保するため、**指定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、正当な理由のない限り指定卸役務を提供する義務及びそれを担保する措置**
- ・ **指定卸役務を提供する電気通信事業者に対し、料金の算定方法その他協議の円滑化に資する一定の事項について、卸先事業者の求めに応じて卸先事業者に情報を開示する義務及びそれを担保する措置**

を設けるべく、**電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の改正を行うことが適当**である。

○ ここで、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないものとして規制対象とする**指定卸役務の範囲**については、指定卸役務を提供する電気通信事業者と卸先事業者の間だけではなく、当該電気通信事業者間の意見も異なっていることから、指定卸役務の範囲とも密接に関係している開示する情報の範囲と併せて、引き続き検討することが適当である。

○ なお、固定において、参入後の協議の在り方について、特に卸先事業者から、実質的に「通知」になっている、NDAの問題もあり団体協議が成立していない、との意見もあったことから、これらの点も含め、引き続き検討することが適当である。

○ モバイル音声卸の標準的な卸料金の公表について、全指定設備設置事業者の公表を前提に検討する旨の意見が当該電気通信事業者の一部から出されていることから、この点について引き続き検討することが適当である。

○ これら新たな制度を導入しつつ、その後の指定卸役務の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当である。

## (1) モバイル音声卸の適正化

モバイル音声卸については、MNO3社が開発した中継電話におけるプレフィックス番号の自動付与機能による代替性の検証が行われており、改めて卸契約交渉の適正化への寄与について判断される予定。



- モバイル音声卸については、早期に適正化が図られることが重要。
- 接続との代替性の確保に至る過程において、また、代替性が確保された場合、個々のMVNOにおける実装の局面において、詳細な卸契約の条件等についての事業者間協議が、適切に、かつ、迅速に行われることを期待。

## (2) 卸協議の適正性の確保に係る制度整備

今後、指定設備卸役務について、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討が行われる方向。



今後、新たな制度整備が行われたら、これまで、協議の場に持ち込まれてこなかったような案件も含め、協議が活発化し、多種多様な新しいサービス提供が行われることを期待。